

農業者の皆さんも対象です！

家賃支援給付金のお知らせ

～ 農地の賃料の申請者向け ～

農地版

「**家賃支援給付金**」は、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えするため、**地代・家賃**の負担軽減を目的に支給するものです。

給付対象

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、売上高が減少した事業者が対象になります。

①2020年5～12月において、

- いずれか1ヶ月の売上高が前年の同じ月に比べて**50%以上減少**
 - 連続する3ヶ月の売上高が前年の同じ期間に比べて**30%以上減少**
- の**いずれか**になっていれば**対象**になります。

②資本金10億円以上の大企業等を除く、**農業者、農業法人が広く対象**となります。

※**農事組合法人**や**協同組合**など、会社以外の法人についても広く対象となります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上高が減少となる例

- ◇ 花き、果物など、外出自粛やインバウンドの減少などに伴う需要の急減により出荷ができないため、売上高が大幅減
- ◇ 労働力の確保ができず、収穫適期に作業ができなかったために、売上高が大幅減

給付額

申請時の直近に支払った、**農地**を含む土地や建物の支払賃料(月額)※の合計に基づき、**下の表の計算方法**で算出された給付額が、**一括で支給**されます。

※賃料が年払いの場合は、12で割った額(平均月額)。また、賃料の支払実績が必要です。

〔上限額〕 個人：300万円、法人：600万円

	支払賃料(月額) 〔土地と建物の合計〕	給付額
個人	37.5万円以下 (年額450万円以下)	支払賃料(月額) × 2/3 × 6ヶ月分
	37.5万円超 (年額450万円超)	150万円 + 〔支払賃料(月額)のうち37.5万円の超過分 × 1/3 × 6ヶ月分 〕 ※ただし、300万円が上限
法人	75万円以下 (年額900万円以下)	支払賃料(月額) × 2/3 × 6ヶ月分
	75万円超 (年額900万円超)	300万円 + 〔支払賃料(月額)のうち75万円の超過分 × 1/3 × 6ヶ月分 〕 ※ただし、600万円が上限

! 「家賃支援給付金」を装った詐欺にご注意下さい